



島根県報

平成18年10月27日 (金)
第 1,824 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

通訳案内業法施行細則を廃止する規則 (観 光 振 興 課) 2

告 示

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (管 財 課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 5

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 5

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定 (障 害 者 福 祉 課) 6

農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (農 業 経 営 課) 11

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 11

保安林の指定施業要件の変更 (") 12

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定の一部改正 (") 12

鳥獣保護区の指定の一部改正 (4 件) (") 12

鳥獣保護区の指定の廃止 (") 14

特別保護区の指定の一部改正 (") 14

銃猟禁止区域の指定の一部改正 (3 件) (") 15

銃猟禁止区域の指定の廃止 (") 15

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 16

道路の供用開始 (") 16

都市計画事業変更の認可 (下 水 道 推 進 課) 16

公 告

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札の参加資格等 (管 財 課) 17

平成19年及び20年における庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札の参加資格等 (") 18

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 19

家畜人工授精に関する講習会の開催 (農 畜 産 振 興 課) 20

開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課) 21

正 誤

平成18年10月6日付け島根県報第1,818号中 (道 路 維 持 課) 21

公布された条例等のあらまし

通訳案内業法施行細則を廃止する規則 (規則第97号)

1 規則の概要

通訳案内業法施行細則は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

通訳案内業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第97号

通訳案内業法施行細則を廃止する規則

通訳案内業法施行細則（昭和51年島根県規則第34号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第989号

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）の一部を次のように改正する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄田信義

第1条第6号中「浄化槽維持管理業務」を「浄化槽保守点検業務」に改め、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 庁舎の浄化槽清掃業務

第3条第1項中第12号を第14号とし、第11号中「第1条第10号」を「第1条第11号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(1) 第1条第6号の庁舎の浄化槽保守点検業務にあつては、島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年島根県規則第7号）第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し

(2) 第1条第7号の庁舎の浄化槽清掃業務にあつては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の市町村長の許可書の写し

第8条第6号中「第1条第7号」を「第1条第8号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 第1条第6号の庁舎の浄化槽保守点検業務にあつては、島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）第2条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業を営む区域

(7) 第1条第7号の庁舎の浄化槽清掃業務にあつては、浄化槽法第35条第1項の許可を受けている県内の市町村名附則第4項中「第10号」を「第11号」に改める。

「6 庁舎の浄化槽維持管理業務	」	「6 庁舎の浄化槽保守点検業務	」
7 庁舎の一般廃棄物処理業務		7 庁舎の浄化槽清掃業務	
8 庁舎の空調機器保守点検業務	を	8 庁舎の一般廃棄物処理業務	に改める。
9 庁舎の昇降機保守点検業務		9 庁舎の空調機器保守点検業務	
10 庁舎の消防設備点検業務	」	10 庁舎の昇降機保守点検業務	
		11 庁舎の消防用設備点検業務	」

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

営 業 経 歴 書												
商号又は名称 _____										年 月 日現在		
営業種目及び営業比率	営業種目		営業比率		営業種目		営業比率					
			%				%					
							
							
営業所等	名 称			所 在 地				電話番号				
				
				
				
自己資本額	区 分		直前決算額		利益処分(損失処理)		計					
	資 本 金		千円		千円		千円					
	準 備 金											
	積 立 金											
	繰越利益(損失)金											
流動比率	計											
	流動資産(千円)		流動負債(千円)		× 100 =		%					
業務用具等残存価格	区 分		取得価格(A)		減価償却費(B)		残存価格(A) - (B)					
	機 械 設 備 類		千円		千円		千円					
	車 両 運 搬 具 類											
	工 具 器 具 類											
従業員数	計											
	清掃業務	警備業務	貯水槽 清掃業務	害虫等 防除業務	浄化槽 保守点 検業務	浄化槽 清掃業務	一般廃 棄物処 理業務	空調機 器保守 点検業務	昇降機 保守点 検業務	消防用 設備点 検業務	その他 業務	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
業務に関する資格 免許等を有する従業員	資格、免許等の名称			人 数		資格、免許等の名称			人 数			
			人				人			
						
						

営 業 年 数	営業開始年月		営 業 年 数		現組織への変更		組織変更後年数		
	年	月	年	月	年	月	年	月	
営 業 実 績	業 務 名		直前2年間の平均契約金額		直前1年間の島根県との契約金額		直前1年間の島根県以外の取引先との契約金額		
	清 掃		千円		千円		千円		
	機 械 警 備								
	警 備 員 警 備								
	貯 水 槽 清 掃								
	害 虫 等 防 除								
	浄化槽保守点検								
	浄 化 槽 清 掃								
	一 般 廃 棄 物 処 理								
	空 調 機 器 保 守 点 検								
	昇 降 機 保 守 点 検								
	消 防 用 設 備 点 検								
そ の 他									
主要取引先の実績	直前1年間の島根県との取引				直前1年間の島根県以外の取引先との取引				
	庁 舎 名		契約金額	種 目	取 引 先		契約金額	種 目	
			千円				千円		
島根県との取引をする支店等	名 称				使 用 する 印 鑑	社 印		代表者印	
	所 在 地								
	代表者の氏名								
	郵便番号								
	電 話	-	-						
	ファクシミリ	-	-						
廃棄物処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けている県内の市町村名									
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業を営む区域									
浄化槽法第35条第1項の許可を受けている県内の市町村名									
障 害 者 雇 用 状 況	常時雇用する労働者数 人								
	障害者雇用状況報告義務有り 雇用率 %								
	障害者雇用状況報告義務無し 雇用障害者数 人								
I S O 14001 認 証	取得の有無 有 無								

ビルメンテナンス協同組合が行った契約については、これの引受部分に相当する庁舎名、契約金額を記入すること。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成18年10月27日から施行し、平成19年及び平成20年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条第 1 項の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条第 1 項の規定により認定されたものとみなす。

島根県告示第990号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 なごみの里	訪問介護	松江なごみの里	松江市矢田町37 コーポ管井105号	平成18年 8月21日

島根県告示第991号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 仁多福祉会	訪問介護	訪問介護事業所 玉峰苑	仁多郡奥出雲町亀嵩1401番地 3	平成18年 10月 1 日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 友愛会	訪問介護	訪問介護支援事業所 琴引の里	飯石郡飯南町頓原2001	平成18年 10月 1 日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 古平田和光会	訪問介護	ヘルパーステーション わこう	出雲市西園町4015番地	平成18年 10月 1 日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 吾郷会	訪問介護	ヘルパーステーションまほろば	邑智郡美郷町都賀本郷158番地 1	平成18年 10月 1 日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 石見さくら会	訪問介護	石見さくら会訪問介護事業所	邑智郡邑南町矢上347番地	平成18年 10月 1 日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 たいま山秀峰会	訪問介護	松風園訪問介護事業所	浜田市西村町1031番地 1	平成18年 10月 1 日
	介護予防訪問介護			

社会福祉法人 いわみ福祉会	訪問介護	岡見ヘルパーステーション	浜田市三隅町岡見700番地	平成18年10月1日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 希望の里福祉会	訪問介護	清月寮訪問介護事業所	益田市横田町816番地1	平成18年10月1日
	介護予防訪問介護			
鹿足郡養護老人ホーム組合	訪問介護	ぎんなん	鹿足郡吉賀町六日市263番地	平成18年10月1日
	介護予防訪問介護			
社会福祉法人 西ノ島福祉会	訪問介護	サポートセンターみゆき訪問介護事業所	隠岐郡西ノ島町大字美田3078番地19	平成18年10月1日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第992号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
さくら薬局古志原店	松江市古志原五丁目14 - 55	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社高砂漢方薬局	松江市古志原六丁目12番18号	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社藤原薬局松江店	松江市古志原三丁目1番23号	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
三成薬局	松江市幸町828 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
日星薬局松江店	松江市黒田町27 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
さくら薬局黒田店	松江市黒田町423 - 2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社ホテイ薬局山代店	松江市山代町480 - 3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社木村薬局宍道西店	松江市宍道町宍道1292 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社木村薬局宍道東店	松江市宍道町宍道1410	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
ジオ薬局春日店	松江市春日町365 - 2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社ホテイ薬局	松江市上乃木三丁目5 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
とまと薬局	松江市上乃木七丁目5番9号	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日

有限会社和田薬局大輪店	松江市大輪町392 - 44	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
みるきい調剤薬局	松江市豎町85	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
モリワキ薬局	松江市天神町128	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
松江調剤薬局	松江市田和山町61	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
ディー・シー・ビー薬局朝日町店	松江市東朝日町151 松江サティ内	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社三戸薬局	松江市八雲台 2 - 1 - 25	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社サンアイ薬局	松江市八束町波入608 - 9	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社くすりや調剤薬局	松江市八幡町286 - 8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
比津が丘松井薬局	松江市比津町472 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
母衣町薬局	松江市母衣町198 - 4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社和田薬局	松江市北堀町207	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
タマチ薬局	松江市南田町127 - 7	育成医療 更生医療	平成18年10月1日
生泉堂調剤薬局	松江市大正町454	精神通院医療	平成18年10月1日
ウェルネス薬局東津田店	松江市東津田町1125 - 2	精神通院医療	平成18年10月1日
ウェルネス薬局橋南店	松江市西津田七丁目11 - 14	精神通院医療	平成18年10月1日
あすか薬局	松江市天神町15番地 ウィステリア天神 1 F	精神通院医療	平成18年10月1日
ウェルネス調剤薬局パークサイド店	松江市学園南二丁目12番 5 号	精神通院医療	平成18年10月1日
ウェルネス薬局春日店	松江市春日町 5 - 2	精神通院医療	平成18年10月1日
そうごう薬局北堀店	松江市北堀町12番地 3	精神通院医療	平成18年10月1日
ハーブ薬局本庄店	松江市本庄町531	精神通院医療	平成18年10月1日
りんご薬局	松江市美保関町森山765 - 2	精神通院医療	平成18年10月1日

かさから調剤薬局	浜田市笠柄町61番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
株式会社山藤薬局浜田支店	浜田市牛市町53番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社かなぎ薬局	浜田市金城町七条八405 - 8	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
ウエーブくるかわ薬局	浜田市黒川町120 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
ヒルズ薬局 三隅店	浜田市三隅町三隅1339番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
シーズ薬局高田町店	浜田市高田町19番地 1	育成医療 更生医療	平成18年10月1日
長沢ゆい薬局	浜田市長沢町3154 - 2	精神通院医療	平成18年10月1日
旭おりづる薬局	浜田市旭町丸原139 - 8	精神通院医療	平成18年10月1日
D・C・B薬局医大前店	出雲市塩冶神前3丁目8 - 17	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
株式会社服部薬局出雲支店	出雲市古志町1057 - 3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
スイング薬局 高岡店	出雲市高岡町54番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
カトウ薬局	出雲市今市町316 - 7	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
直良薬局	出雲市今市町532	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
D・C・B薬局ラピタ店	出雲市今市町87	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社いちご調剤薬局北本町支店	出雲市今市町北本町2丁目3 - 22	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
薬局かとう	出雲市小山町309番 2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
すずらん薬局	出雲市小山町794 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
はまやま薬局	出雲市松寄下町1092番地18	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社いちご調剤薬局神西支店	出雲市神西沖町2210 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社あんず薬局	出雲市西神西町字西代518番地 6	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
西平田あおぞら薬局	出雲市西平田町243 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日

フラワー薬局平田店	出雲市西平田町92	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
かもめ調剤薬局	出雲市大津新崎町 6 - 37	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
D・C・B薬局出雲大塚店	出雲市大塚町749	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
知井宮ふれあい薬局	出雲市知井宮町988 - 10	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
フラワー薬局	出雲市東林木町843 - 19	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
やまだ薬局	出雲市姫原町290 - 5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
ほくよう薬局	出雲市武志町836 - 10	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
サンアイリス薬局平田店	出雲市平田町字古川2164 - 4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
石原薬局	出雲市平田町991 - 1	精神通院医療	平成18年10月1日
ウェルネス薬局塩冶店	出雲市塩冶有原町 5 - 11	精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社めぐみ薬局	益田市安富町257番地 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
なのはな薬局	益田市駅前町33 - 14	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
永戸薬局本店	益田市横田町234	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
調剤薬局 タギ	益田市横田町433番地 4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社天津薬局	益田市乙吉町イ336番地 3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
みずほ薬局	益田市下本郷町178番地 2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
ワタキュー薬局おおだ店	大田市大田町吉永1562 - 2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
スイング 大田薬局	大田市大田町大田イ202番 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
ウェルネス薬局大田店	大田市長久町長久口264 - 13	精神通院医療	平成18年10月1日
安来中央薬局	安来市今津町670 - 3	精神通院医療	平成18年10月1日
くすりのファミリア江津薬局	江津市嘉久志町イ1494 - 5	精神通院医療	平成18年10月1日

株式会社山藤薬局江津支店	江津市嘉久志町2306 - 30	精神通院医療	平成18年10月1日
三刀屋中央薬局	雲南市三刀屋町三刀屋1294 - 13	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
株式会社筒井薬局	雲南市大東町大東1858 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社さくら薬局	雲南市大東町飯田250 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社藤原薬局	雲南市木次町木次41 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
エイト薬局	雲南市大東町飯田92 - 7	育成医療 更生医療	平成18年10月1日
トリム薬局	雲南市加茂町加茂中1041番地	精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社さくら薬局東出雲店	八束郡東出雲町錦新町2 - 2 - 2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社小林薬局	仁多郡奥出雲町横田946番地2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
小林薬局古市店	仁多郡奥出雲町下横田421 - 11	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
なおえ駅前薬局	簸川郡斐川町上直江982 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
日星薬局斐川店	簸川郡斐川町大字上直江1421 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
山崎薬局	簸川郡斐川町大字上直江1585 - 5	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
川本おりづる薬局	邑智郡川本町大字川本384 - 7	精神通院医療	平成18年10月1日
さくら薬局	鹿足郡津和野町大字鷲原イ208 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
日星薬局	鹿足郡津和野町枕瀬189 - 7	精神通院医療	平成18年10月1日
あやめ薬局	鹿足郡吉賀町六日市378 - 5	精神通院医療	平成18年10月1日
スイング おき薬局	隠岐郡隠岐の島町城北町353 - 2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日
有限会社ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一3 - 2	精神通院医療	平成18年10月1日
西津田のぞみステーション	松江市西津田七丁目14番21号	精神通院医療	平成18年10月1日
八重垣にじのステーション	松江市佐草町456番地1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月1日

訪問看護ステーションあゆみ	松江市上乃木三丁目 4 番 1 号	育成医療 更生医療	平成18年10月 1 日
松江赤十字訪問看護ステーション	松江市母衣町200番地	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月 1 日
訪問看護ステーション浜田	浜田市港町293番地 2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月 1 日
平田訪問看護ステーションコスモス	出雲市平田町2122 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年10月 1 日
寿生訪問看護ステーション	出雲市大津町3620番地 1	育成医療 更生医療	平成18年10月 1 日
にし出雲訪問看護ステーションたんぼぼ	出雲市知井宮町238	育成医療 更生医療	平成18年10月 1 日
斐川訪問看護ステーションさくら	簸川郡斐川町大字莊原町2172 - 3	育成医療 更生医療	平成18年10月 1 日
訪問看護ステーションおおち	邑智郡美郷町滝原167番地 2	精神通院医療	平成18年10月 1 日
六日市町訪問看護ステーション	鹿足郡吉賀町六日市580番地 4	精神通院医療	平成18年10月 1 日
隠岐の島町訪問看護ステーションかがやき	隠岐郡隠岐の島町城北町 1 番地	精神通院医療	平成18年10月 1 日

島根県告示第993号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成18年10月19日から施行する。

平成18年10月19日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

島根県告示第994号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

松江市東長江町字北ノ前739 - 3、1104 - 1、1104 - 2、字北ノ奥1105 - 3、字中垣1107 - 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第995号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄田信義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和36年8月28日農林省告示第910号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第996号

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定（平成15年島根県告示第914号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄田信義

表弥栄村キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項を次のように改める。

弥栄キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域
	浜田市の一部
	2 面積
	7,837ヘクタール
	3 存続期間
	平成18年11月1日から平成21年10月31日まで

島根県告示第997号

鳥獣保護区の指定（昭和41年島根県告示第978号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄田信義

表大社鳥獣保護区の項第3号、大池鳥獣保護区の項第3号、千丈溪鳥獣保護区の項第3号及び匹見峡鳥獣保護区の項第3号中「平成8年11月1日から平成18年10月31日まで」を「平成18年11月1日から平成28年10月31日まで」に改める。

島根県告示第998号

鳥獣保護区の指定（昭和46年島根県告示第944号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。
平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

三階山鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 浜田市の一部 2 面積 338ヘクタール 3 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
----------	--

島根県告示第999号

鳥獣保護区の指定（昭和51年島根県告示第780号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。
平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

断魚溪鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 邑智郡邑南町の一部 2 面積 20ヘクタール 3 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
----------	--

島根県告示第1,000号

鳥獣保護区の指定（昭和56年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。
平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

表隠岐国分寺鳥獣保護区の項を次のように改める。

<p>隠岐国分寺鳥獣保護区</p>	<p>1 区域 隠岐郡隠岐の島町の一部</p> <p>2 面積 27ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで</p> <p>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
-------------------	---

島根県告示第1,001号

鳥獣保護区の指定（平成8年島根県告示第910号）は廃止し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,002号

特別保護地区の指定（昭和61年島根県告示第979号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

<p>断魚溪特別保護地区</p>	<p>1 区域 邑智郡邑南町の一部</p> <p>2 面積 20ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで</p> <p>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>千丈溪特別保護地区</p>	<p>1 区域 江津市及び邑智郡邑南町の各一部</p> <p>2 面積 61ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで</p> <p>4 特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>匹見峡特別保護地区</p>	<p>1 区域</p>

	益田市の一部
2	面積 73ヘクタール
3	存続期間 平成18年11月1日から平成28年10月31日まで
4	特別保護地区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第1,003号

銃猟禁止区域の指定（昭和61年島根県告示第1055号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

表赤江銃猟禁止区域の項第3号中「平成8年11月1日から平成18年10月31日まで」を「平成18年11月1日から平成28年10月31日まで」に改める。

島根県告示第1,004号

銃猟禁止区域の指定（昭和61年島根県告示第1154号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

表加茂銃猟禁止区域の項第3号中「平成8年11月1日から平成18年10月31日まで」を「平成18年11月1日から平成28年10月31日まで」に改め、同表三刀屋銃猟禁止区域の項第2号中「41ヘクタール」を「81ヘクタール」に改め、同項第3号中「平成8年11月1日から平成18年10月31日まで」を「平成18年11月1日から平成28年10月31日まで」に改める。

島根県告示第1,005号

銃猟禁止区域の指定（平成8年島根県告示第917号）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

表名分銃猟禁止区域の項第3号、古志橋銃猟禁止区域の項第3号及び三瓶ダム銃猟禁止区域の項第3号中「平成8年11月1日から平成18年10月31日まで」を「平成18年11月1日から平成28年10月31日まで」に改め、同表七条銃猟禁止区域の項第2号中「47ヘクタール」を「67ヘクタール」に改め、同項第3号中「平成8年11月1日から平成18年10月31日まで」を「平成18年11月1日から平成28年10月31日まで」に改め、同表久佐銃猟禁止区域の項第3号及び今福銃猟禁止区域の項第3号中「平成8年11月1日から平成18年10月31日まで」を「平成18年11月1日から平成28年10月31日まで」に改める。

島根県告示第1,006号

銃猟禁止区域の指定（平成14年島根県告示第336号）は廃止し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,007号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	261号	邑智郡川本町大字川下1549番4地先から同大字1571番10地先まで	前	メートル 12.00～ 37.00	メートル 273.00	県央県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。河川管理者へ返還 ダブルウェイ解消 仮設道路撤去
			B	10.00～ 20.00	286.00		
			後 A	12.00～ 37.00	273.00		
県 道	小伊津港線	出雲市平田町2950番4地先から同地先まで	前	12.00～ 14.00	24.00	出雲県土整備事務所	側溝整備工事 拡幅
			後	13.60～ 15.60	24.00		

島根県告示第1,008号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	邑智郡川本町大字川下3687番2地先から同大字1571番10地先まで	メートル 328.00	平成18年 10月30日	県央県土整備事務所	
県 道	小伊津港線	出雲市平田町2950番4地先から同地先まで	24.00	平成18年 10月27日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第1,009号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称
江津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
江津市都市計画下水道事業
- 3 事業施行期間
平成14年 5 月10日から平成25年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成14年島根県告示第503号の事業地のうち、江津市江津町及び嘉久志町地内の一部を加え、江津市和木町及び都野津町地内において、事業地を変更する。

公 告

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）に基づき、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 資格審査の対象となる業務
 - (1) 庁舎の清掃業務
 - (2) 庁舎の機械警備業務
 - (3) 庁舎の警備員警備業務
 - (4) 庁舎の貯水槽清掃業務
 - (5) 庁舎の害虫等防除業務
 - (6) 庁舎の浄化槽保守点検業務
 - (7) 庁舎の浄化槽清掃業務
 - (8) 庁舎の一般廃棄物処理業務
 - (9) 庁舎の空調機器保守点検業務
 - (10) 庁舎の昇降機保守点検業務
 - (11) 庁舎の消防用設備点検業務
- 2 資格審査の申請手続
 - (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格審査申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
 - ウ 個人にあっては、身分証明書
 - エ 営業経歴書
 - オ 国税及び都道府県税について滞納がないことを証する納税証明書
 - カ 印鑑証明書
 - キ 法人にあっては、財務諸表及び財産目録
 - ク 個人にあっては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
 - ケ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

- コ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第5項の規定に基づき、障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあっては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
- サ 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証を取得している場合にあっては、その登録証の写し
- シ 第1条第6号に規定する庁舎の浄化槽保守点検業務にあっては、島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年島根県規則第7号）第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し
- ス 第1条第7号の庁舎の浄化槽清掃業務にあっては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の市町村長の許可書の写し
- セ 第1条第11号の庁舎の消防用設備点検業務にあっては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に規定する消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者を雇用していることを証する書類の写し

(2) 書類の提出先

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部管財課庁舎管理グループ

(3) 書類の受付期間

平成18年10月27日から平成18年11月30日まで

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第4条第3項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

4 申請書類用紙及び入札参加資格審査申請要領の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成18年10月27日から平成18年11月30日まで

(2) 交付場所 島根県松江市殿町1番地 島根県総務部管財課庁舎管理グループ

5 登録の有効期間

平成19年1月1日から平成20年12月31日まで

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、通知書により申請者に通知する。

7 競争入札に参加できない者

(1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しないもの

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(4) 国税及び都道府県税を滞納している者

(5) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

8 資格審査についての問合せ先

島根県総務部管財課庁舎管理グループ（電話0852-22-5053）

庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号。以下「要綱」という。）に基づき、平成19年及び20年における庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査を次のとおり行うので公告する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 資格審査の対象となる業務

庁舎の電気供給業務

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- ウ 個人にあっては、誓約書
- エ 営業経歴調書
- オ 国税及び都道府県税について滞納がないことを証する納税証明書
- カ 印鑑証明書
- キ 法人にあっては、財務諸表及び財産目録
- ク 個人にあっては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- ケ 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

(2) 書類の提出先

島根県松江市殿町 1 番地 島根県総務部管財課庁舎管理グループ

(3) 書類の受付期間

平成18年10月27日から平成18年11月30日まで

3 競争入札参加者の資格審査

資格審査においては、要綱第 4 条第 3 項各号に掲げる審査項目ごとに審査するものとする。

4 申請書類の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 平成18年10月27日から平成18年11月30日まで
- (2) 交付場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県総務部管財課庁舎管理グループ

5 登録の有効期間

平成19年1月1日から平成20年12月31日まで

6 資格審査の結果の通知

資格審査の結果の通知は、通知書により申請者に通知する。

7 競争入札に参加できない者

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税を滞納している者
- (5) 都道府県税（個人の都道府県民税及び地方消費税を除く。）を滞納している者

8 資格審査についての問合せ先

島根県総務部管財課庁舎管理グループ（電話0852 - 22 - 5053）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第 5 項において準用する第10条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年10月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はっぴいライフ

3 代表者の氏名

矢野 秋男

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市雑賀町86番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者が地域で自立して生活できる社会の実現をめざし、地域福祉の向上に関する事業を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開催場所

(1) 学科及び試験

大田市波根町970-1 島根県立農業高等学校

(2) 実習

大田市波根町970-1 島根県立農業高等学校

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（種畜部門）

2 開催期間

平成19年2月5日（月）から同年2月26日（月）まで

3 受講者の定員

7名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

関係法規、人工授精

(2) 実習

家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

6 受講資格

島根県立農業高等学校の園芸畜産科肉用牛専攻在学中の者に限る。

7 受講願書の提出期限

平成18年12月20日（水）

8 受講の手續

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

11,700円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄にはり付けること。

ただし、免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町 1 番地島根県農林水産部農畜産振興課食料安全推進室 (0852 - 22 - 5138) 又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年10月27日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市飯島町字藤木264番、263番 3

面積 1,209.53平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市清水町233番地

株式会社佐嶋工務店

代表取締役 佐嶋 省一

正

誤

平成18年10月 6 日付け島根県報第1,818号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
9	島根県告示第945号 の表中	12.00 ~ 23.00	12.00 ~ 13.00

